

令和5年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

議会事務局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
政策調査課	議会広報放送業務委託(委員会活動レポート)	議会広報放送業務	令和5年5月31日 ~ 令和5年10月30日	びわ湖放送株式会社	5,038,000	県全域を放送エリアとする唯一の民間テレビ放送局であり、所定の経費で番組制作が可能であるため。	2	3イ
政策調査課	議会広報放送業務委託(県議会ダイジェスト)	議会広報放送業務	令和5年5月18日 ~ 令和6年3月31日	びわ湖放送株式会社	34,628,000	県全域を放送エリアとする唯一の民間テレビ放送局であり、所定の経費で番組制作が可能であるため。	2	3イ